

恵庭市まちづくり基本条例の見直し検討に向けた進め方について

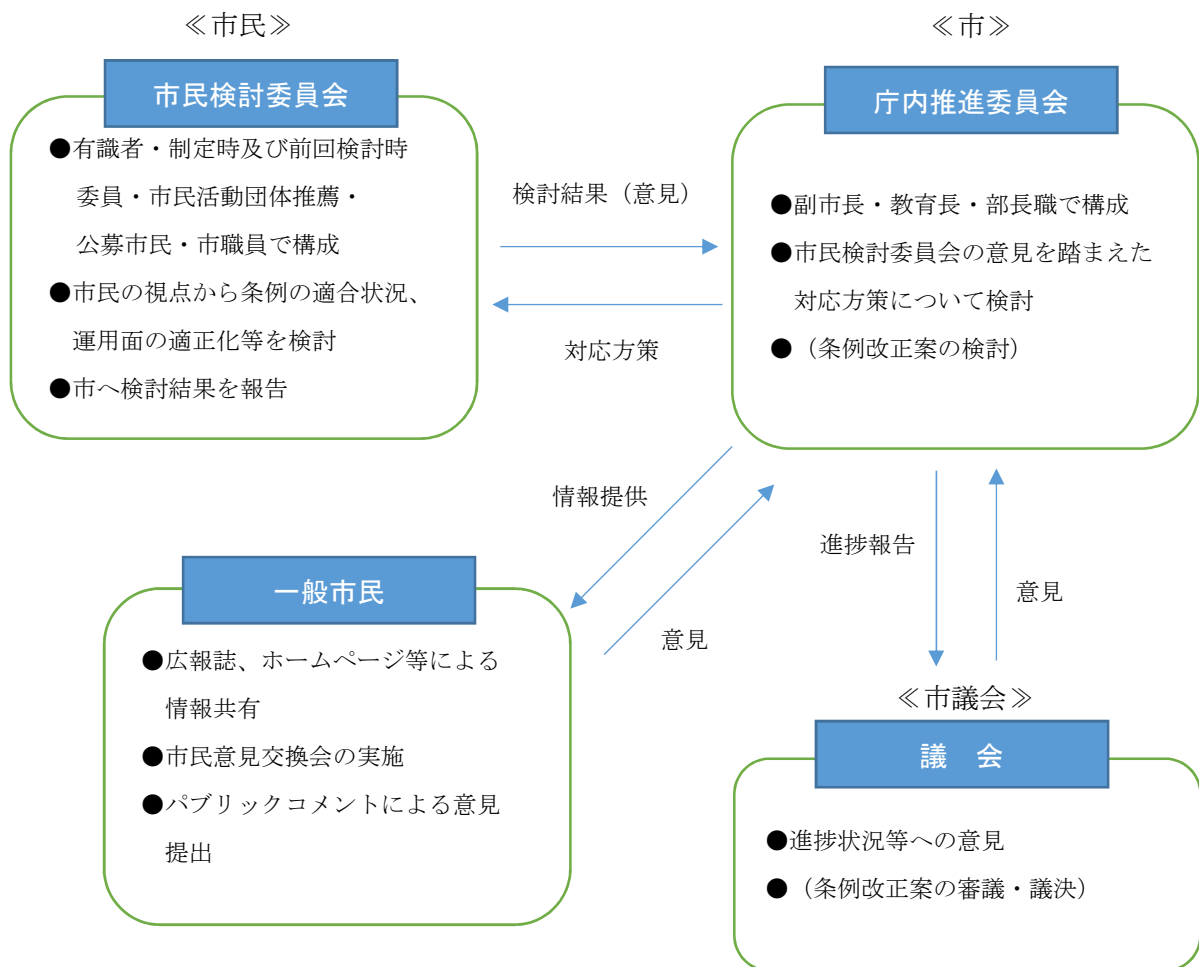
◎はじめに

平成26年1月1日施行の恵庭市まちづくり基本条例については、施行から5年を経過しない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているか検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うものとしている（条例第30条第1項）。

また、この見直し検討に当たっては、市民が参画する委員会を設置し市民の意見を聴くこととしており（条例第30条第2項）、平成30年には、市民検討委員会を設置し検討を行い、次期の検討時期は、令和5年12月31日までに実施することとなっている。

1. 検討体制

市民が参画する「市民検討委員会」の検討結果（意見）を踏まえて、最終的に、見直しの対応方を市の「庁内推進委員会」において検討する。



2. 市民検討委員会検討体制

区分	平成 30 年 検討委員会	令和 5 年検討 委員会
条例制定及び前回検討時の委員	5 名	<u>1 程度</u>
<u>市民活動団体（推薦）</u>	—	<u>3 名</u>
公募委員	2 名	<u>3 名</u>
市職員（若手職員を想定）	3 名	<u>3 名</u>
学識経験者	1 名	<u>1 名（委員長を想定）</u>

（注）平成 30 年の「学識経験者」は横山純一氏（企画専門委員として 2 回出席）

※任期：令和 5 年 2 月～検討結果を市長に報告した日まで（9 月頃予定）

※市民検討委員会は、『恵庭市附属機関等の設置等に関する取扱要綱』第 2 条第 2 項の規定に基づく協議会等に位置付け。

現行の『恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱』に基づき、報償費（日額 6,000 円）、交通費支給予定。（市職員以外）

3. 庁内検討委員会の開催予定

- ・ 第 1 回（令和 5 年 1 月） 基本条例検討スケジュールの説明・進め方の協議
- ・ 第 2 回（令和 5 年 5 月） 市民検討委員会の進捗報告 ⇒ 6 月議会で進捗報告
- ・ 第 3 回（令和 5 年 9 月） 市民検討委員会検討結果を受けて今後の方針検討
（あわせて条例改正案の検討）

4. まちづくり基本条例の検討スケジュール（令和 4～5 年）

次ページのとおり